

平成28年3月

物品入札参加業者 各位

総務部 契約検査室

同等品で対応される場合の手続きについて（お知らせ）

仕様書の同等品可と表示のある物品については、品名・規格欄に参考品番として示した品物のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による応札が可能です。

同等品による応札を希望される場合は、以下の手続きにより事前に同等品承認を受けてください。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が参考品番と同等以上であるものをいいます。判断基準としましては①価格面（参考品番の定価の8割以上）②機能面となります。なお、仕様書の規格に記載されている事項を満たさない物品について、同等品と認められない場合があります。

2 同等品確認の方法

同等品の承認を受けようとする方は、資料等を添付の上、契約検査室が指定する日時までに発注課へ提出してください。

○同等品確認申請書（別紙参照）

○同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料（コピー可）。別注品の場合は図面等、内容のわかるものを添付してください。

なお、28年4月1日以降の発注案件については、1つの品目について申請できる同等品の申請数については2件までとします。

3 同等品確認結果

同等品確認結果については、質疑回答書に認められたメーカー・品名・型番を記載することにより通知いたします。

同等品確認申請書

平成 年 月 日

和泉市長 あて

印

下記のとおり申請します。

参 考 品 番				申 請 物 品			参考品番に 対する率 ②÷①(%)	判 定 等		
NO	品 名	規 格	税抜価格①	品 名	規 格	税抜価格②		可	否	否の理由

注1 税抜価格がオープン価格の場合はその旨を記載してください。
 注2 判定等の欄は何も記載しないでください。